

<TAC>無断複写・複製を禁じます（税12）

相 続 税 法

フォローアップセミナー

本試験直結！
基礎論点フォローアップ



資格の学校

TAC

第 61 回 （ 平 成 23 年 度 ）

〔問 題〕

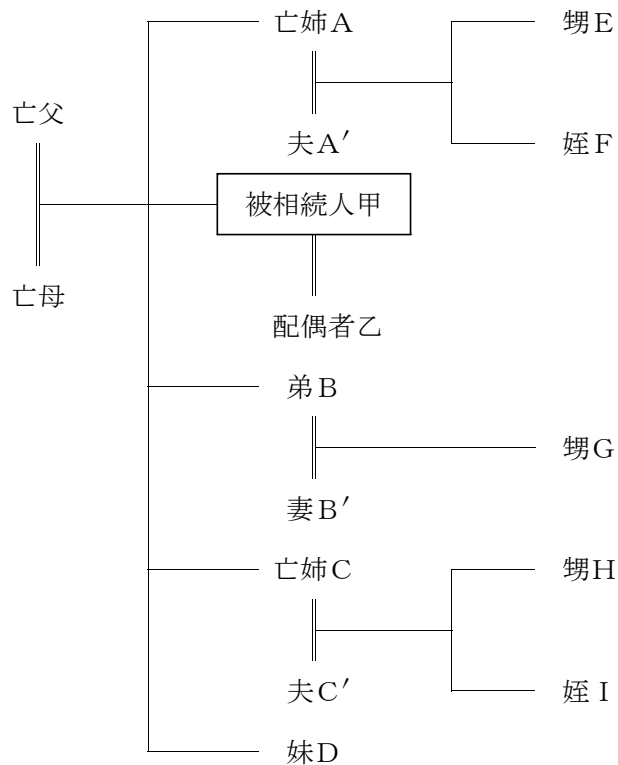
被相続人甲の相続人及び受遺者（以下「相続人等」という。）の納付すべき相続税額に関する【資料】に基づいて、各相続人等の課税価格を計算の根拠を示しながら求めなさい。

なお、解答は、次に掲げる指示に従って行うこと。

- (1) 解答は、答案用紙の所定の箇所に記入する。
- (2) 各相続人等の課税価格に算入する金額の計算に当たって 2 以上の計算方法がある場合には、設問中に特に指示されている事項を除き、各人の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとする。

【資 料】

- 1 被相続人甲は、株式会社Q社（以下「Q社」という。）を主宰する会社経営者であったが、平成24年4月14日、自宅で死亡した。相続人等は全員同日中にその事実を知った。
- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



(注) 1 被相続人甲は、相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。

2 被相続人甲は、昭和13年6月15日生まれであり、相続人等はすべて20歳以上である。

3 被相続人甲は、配偶者乙と昭和40年11月4日に婚姻した。

4 甥Gは、被相続人甲に係る相続開始時において、日本国籍は有しているものの、日本国内に住所を有していない(平成21年8月1日より米国在住)。なお、甥G以外の相続人等は、被相続人甲に係る相続開始時において、日本国内に住所を有している。

3 被相続人甲の遺産については、平成24年11月8日に共同相続人間で適法に分割の協議が行われ、各相続人は、解答用紙に示すとおり財産を取得した。

なお、遺産のうち米国債(アメリカ合衆国政府が発行する公債)については、被相続人甲が適法な手続きにより作成した公正証書遺言により、甥Gに遺贈されており、甥Gは遺贈の放棄をしていない。遺贈された米国債については、(1)のとおりである。

(1) 米国債(アメリカ合衆国政府が発行する公債) \$ 200,000(アメリカドル)は、甥Gに遺贈された。

なお、被相続人甲の相続開始日におけるアメリカドルの最終の為替相場は次のとおりである。

・対顧客直物電信買相場(1アメリカドル) 81円

・対顧客直物電信売相場(1アメリカドル) 83円

4 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担した。

(1) 遺言執行費用 1,500,000円

(2) 銀行からの借入金 4,000,000円

(3) 医療費の未払い金 480,000円

5 被相続人甲の葬式に要した費用は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担した。なお、受けた香典の金額は、4,300,000円であった。

(1) 通夜・葬式費用 6,000,000円

(2) 香典返しの費用 2,000,000円

(3) 墓碑購入費用 3,000,000円

6 上記のほか、相続税の申告書の提出期限までに、次の事項が判明している。

- (1) 被相続人甲の死亡を保険事故とした生命保険契約に基づき支払われた生命保険金は、次のとおりである。

各生命保険契約の契約者は被相続人甲である。

また、各保険会社は、日本国内に本店のある保険会社である。

保険金受取人	保険金額	払込済保険料	保険料の負担者
配偶者乙	40,000,000円	6,000,000円	被相続人甲が全額を負担
配偶者乙	20,000,000円	4,000,000円	配偶者乙が全額を負担
甥G	28,000,000円	20,000,000円	被相続人甲と配偶者乙が2分の1ずつ負担

- (2) 被相続人甲の相続人等は、相続開始前に被相続人甲から次のとおり贈与を受けており、平成23年分までの贈与税の申告及び納税が必要なものについては、適法に済ませている。

贈与年月日	受 贈 者	受贈財産	贈与時の時価
平成21年3月14日	配偶者乙	現 金	8,000,000円
平成21年6月29日	甥G	現 金	10,000,000円
平成22年7月9日	甥E	宅地(軽井沢の別荘地)	7,000,000円
平成23年2月18日	配偶者乙	現 金	20,000,000円

第 60 回 （ 平 成 22 年 度 ）

〔問 題〕

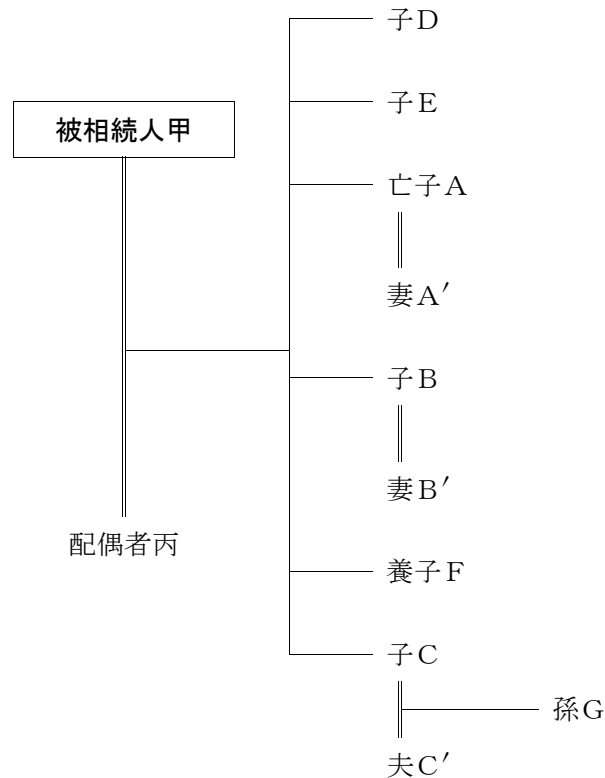
被相続人甲の相続人及び受遺者（以下「相続人等」という。）の納付すべき相続税額に関する【資料】に基づいて、各相続人等の課税価格を計算の根拠を示しながら求めなさい。

なお、解答は、次に掲げる指示に従って行うこと。

- (1) 解答は、答案用紙の所定の箇所に記入する。
- (2) 各相続人等の課税価格に算入する金額の計算に当たって 2 以上の計算方法がある場合には、設問中に特に指示されている事項を除き、各人の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとする。

【資 料】

- 1 被相続人甲は、株式会社 R 社（以下「R 社」という。）を主宰する会社経営者であったが、平成 24 年 5 月 16 日、自宅で死亡した。相続人等は全員同日中にその事実を知った。
- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



(注) 1 被相続人甲は、相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。

2 被相続人甲は、昭和10年4月23日生まれであり、相続人等はすべて20歳以上である。

3 被相続人甲は、配偶者丙と昭和39年9月22日に婚姻した。

4 子Aは、平成22年7月12日に死亡した。

5 養子Fは、平成4年6月1日に被相続人甲と適法に養子縁組をしている。

6 子E及び孫Gは、被相続人甲に係る相続開始時において、日本国内に住所を有しておらず、日本国籍も有していない。なお、子E及び孫G以外の相続人等は、被相続人甲に係る相続開始時において、日本国内に住所を有している。

3 被相続人甲の遺産については、平成24年10月22日に共同相続人間で適法に分割の協議が行われ、子C以外の各相続人は、解答用紙に示す通り財産を取得した。

なお、遺産のうち米国債(アメリカ合衆国政府が発行する公債)については、被相続人甲が適法な手続きにより作成した公正証書遺言により、孫Gに遺贈されており、孫Gは遺贈の放棄をしていない。遺贈された米国債については、後記(2)のとおりである。

(1) 株式会社P社(本店所在地は東京都港区。以下「P社」という。)の株式30,000株及び株式会社Q社(本店所在地は東京都渋谷区。以下「Q社」という。)の株式20,000株は、子Cが取得する。

P社及びQ社の株式は、いずれも金融商品取引所に上場されている株式であり、その取引所の公表する平成24年の株価は次表のとおりである。

		P社	Q社
課税時期の最終価格	5月14日(金)	470円	800円
	5月15日(土)	取引なし	取引なし
	5月16日(日)	取引なし	取引なし
	5月17日(月)	480円	790円
5月の毎日の最終価格の平均額		485円	780円
4月の毎日の最終価格の平均額		492円	785円
3月の毎日の最終価格の平均額		482円	760円

(2) 米国債(アメリカ合衆国政府が発行する公債)\$100,000(アメリカドル)は、孫Gに遺贈された。

なお、被相続人甲の相続開始時における相続税評価額は9,200,000円である。

4 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、すべて配偶者丙が負担した。

- (1) 遺言執行費用 1,500,000円
- (2) 銀行からの借入金 4,000,000円

5 被相続人甲の葬式に要した費用は次のとおりであり、すべて子Bが負担した。

- (1) 通夜・葬式費用 3,000,000円
- (2) 墓碑購入費用 3,000,000円

6 上記のほか、相続税の申告書の提出期限までに、次の事項が判明している。

- (1) 被相続人甲の死亡を保険事故とした生命保険契約に基づき支払われた生命保険金は、次のとおりである。

各生命保険契約の契約者は被相続人甲である。

また、各保険会社は、日本国内に本店のある保険会社である。

保険金受取人	保険金額	払込済保険料	保険料の負担者
配偶者丙	30,000,000円	25,000,000円	被相続人甲が全額を負担
配偶者丙	10,000,000円	3,000,000円	子Cが全額を負担
子D	40,000,000円	7,000,000円	被相続人甲及び子Dが2分の1ずつ負担

- (2) 被相続人甲の相続人等は、相続開始前に被相続人甲から次のとおり贈与を受けており、平成23年分までの贈与税の申告及び納税が必要なものについては、適法に済ませている。

贈与年月日	受 贈 者	受贈財産	贈与時の時価
平成20年6月3日	子C	宅地(伊豆の別荘地)	10,000,000円
平成21年9月8日	子A	現 金	25,000,000円
平成22年4月7日	孫G	宅地(軽井沢の別荘地)	10,000,000円
平成23年9月2日	配偶者丙	現 金	20,000,000円

(注) 子Cは、平成20年分の贈与税の申告において、相続税法第21条の9に規定する相続時精算課税の適用を受けている。

第59回（平成21年度）

〔問 題〕

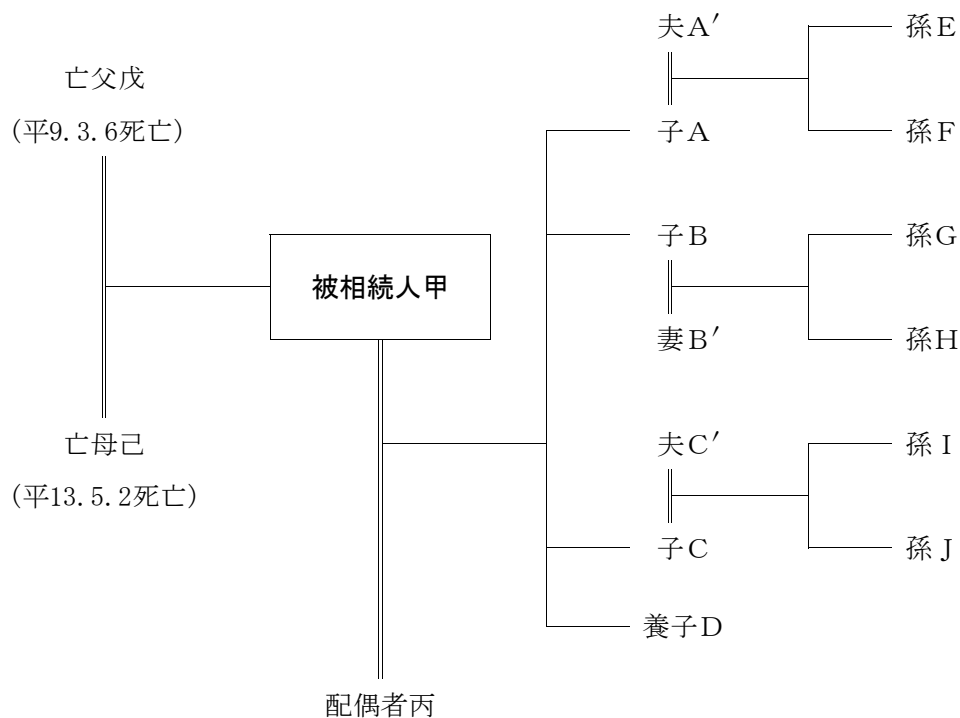
被相続人甲の相続人及び受遺者（以下「相続人等」という。）の納付すべき相続税額に関する【資料】に基づいて、各相続人等の課税価格を計算の根拠を示しながら求めなさい。

なお、解答は、次に掲げる指示に従って行うこと。

- (1) 解答は、答案用紙の所定の箇所に記入する。
- (2) 各相続人等の課税価格に算入する金額の計算に当たって2以上の計算方法がある場合には、設問中に特に指示されている事項を除き、各人の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとする。

【資 料】

- 1 被相続人甲は、株式会社R社（以下「R社」という。）を主宰する会社経営者であったが、平成24年6月20日、その会社への出勤途中において交通事故により死亡した。相続人等は全員同日中にその事実を知った。
- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- (注) 1 被相続人甲は、相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。
- 2 被相続人甲は、昭和13年8月3日生まれであり、相続人等はすべて20歳以上である。
- 3 被相続人甲は、配偶者丙と昭和48年10月9日に婚姻した。
- 4 子Aは、被相続人甲の死亡に係る相続について適法に相続放棄をしている。
- 5 養子Dは、昭和48年12月10日に被相続人甲と適法に養子縁組をしている。
- 6 養子Dは、被相続人甲に係る相続開始時において、日本国内に住所を有しておらず、日本国籍も有していない。なお、養子D以外の相続人等は、被相続人甲に係る相続開始時において、日本国内に住所を有している。

- 3 被相続人甲の遺産(すべて日本国内に所在する。)については、平成24年12月21日に共同相続人間で適法に分割の協議が行われ、養子D以外の各相続人は、解答用紙に示す通り財産を取得した。

なお、遺産のうち株式会社P社の株式については、被相続人甲が適法な手続きにより作成した公正証書遺言により、孫E及び孫Fに遺贈されており、いずれの者も遺贈の放棄はしていない。遺贈された株式数及び株価については、(1)のとおりである。

- (1) 株式会社P社(本店所在地は兵庫県神戸市。以下「P社」という。)の株式40,000株は、孫E及び孫Fにそれぞれ20,000株が遺贈された。また、株式会社Q社(本社所在地は東京都港区。以下「Q社」という。)の株式16,000株は、養子Dが取得する。

P社及びQ社の株式は、いずれも金融商品取引所に上場されている株式であり、その取引所の公表する平成24年の株価は次のとおりである。

	P 社		Q 社	
	東 証	大 証	東 証	大 証
6月20日の最終価格	400円	410円	1,200円	1,150円
6月の毎日の最終価格の平均額	410円	410円	1,150円	1,100円
5月の毎日の最終価格の平均額	430円	440円	1,250円	1,200円
4月の毎日の最終価格の平均額	450円	450円	1,230円	1,240円

(注) 上記表中、「東証」とは東京証券取引所を、「大証」とは大阪証券取引所を示す。

4 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、すべて配偶者丙が負担した。

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 被相続人甲が生前に購入した墓地の未払金 | 1,500,000円 |
| (2) 銀行からの借入金 | 6,000,000円 |

5 被相続人甲の葬式に要した費用は次のとおりであり、子B、子C及び養子Dが3分の1ずつ負担した。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 通夜・葬式費用 | 6,000,000円 |
| (2) 香典返しの費用 | 3,000,000円 |

6 上記のほか、相続税の申告書の提出期限までに、次の事項が判明している。

被相続人甲の相続人等は、相続開始前に被相続人甲から次のとおり贈与を受けており、平成21年分までの贈与税の申告及び納税が必要なものについては、適法に済ませている。

贈与年月日	受贈者	受贈財産	贈与時の時価
平成19年5月4日	養子D	米国債	10,000,000円
平成20年9月9日	子C	現金	50,000,000円
平成21年4月1日	配偶者丙	宅地	15,000,000円
平成21年8月1日	配偶者丙	現金	20,000,000円

(注) 1 養子Dは、平成19年分の贈与税の申告において、相続税法第21条の9に規定する相続時精算課税の適用を受けている。なお、受贈財産の「米国債」は、アメリカ合衆国政府が発行する公債である。

2 子Cは、平成20年分の贈与税の申告において、相続税法第21条の9に規定する相続時精算課税の適用を受けるとともに、5,000,000円の贈与税を納付した。

3 配偶者丙は、平成21年4月の贈与により取得した宅地の上に、平成21年8月の贈与により取得した現金で居住用家屋を建築した。なお、建築された家屋は、平成21年11月より、被相続人甲及び配偶者丙の居住の用に供されている。

4 配偶者丙は、平成21年分の贈与税の申告において、相続税法第21条の6に規定する「贈与税の配偶者控除」の適用を受けるとともに、4,700,000円の贈与税を納付した。

第 61 回 (平 成 23 年 度)

答 案 用 紙

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(4)に該当するものを除く。）の価額の計算（単位：円）

財 産 の 種 類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入 される金額
米国債			

(2) 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算 (単位：円)

[illegible]

(3) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用 (単位：円)

[illegible]

(4) 課税価格に加算する贈与財産（暦年課税分）価額の計算

(単位：円)

贈 与 年 分	受 贈 者	計 算 過 程	加算される贈与 財産価額

(5) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区 分	相 続 人 等	配 偶 者 乙	弟 B	姪 F	甥 H	姪 I		計
相続又は遺贈による取得財産		549,402,928	398,064,000	99,516,000	165,860,000	165,860,000		
みなし取得財産								
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産								
債務及び葬式費用								
生前贈与加算 (暦年課税分)								
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)								

第 60 回 （ 平 成 22 年 度 ）

答 案 用 紙

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(4)に該当するものを除く。）の価額の計算（単位：円）

財 産 の 種 類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入 される金額
P 社株式			
Q 社株式			
米国債			
その他			

(2) 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算 (単位：円)

[illegible]

(3) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	計 算 過 程	金 額

(4) 課税価格に加算する贈与財産（暦年課税分）価額の計算

(単位：円)

贈 与 年 分	受 贈 者	計 算 過 程	加算される贈与 財産価額

(5) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区 分	相 続 人 等	配 偶 者 丙	子 B	養 子 F	子 E				計
相続又は遺贈による取得財産		59,647,249	86,602,400	73,382,400	71,167,249				
みなし取得財産									
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産									
債務及び葬式費用									
生前贈与加算 (暦年課税分)									
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)									

第 59 回 （ 平 成 21 年 度 ）

答 案 用 紙

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(3)に該当するものを除く。）の価額の計算 （単位：円）

財 産 の 種 類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入 される金額
P 社株式			
Q 社株式			

(2) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用 （単位：円）

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	計 算 過 程	金 額

(3) 課税価格に加算する贈与財産価額の計算 （単位：円）

贈 与 年 分	受 贈 者	計 算 過 程	加算される贈与 財産価額

(4) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区 分 \ 相続人等	配偶者 丙	子 B	子 C	子 A				計
相続又は遺贈による取得財産	45,536,000	146,652,000	22,261,500					
みなし取得財産	31,800,000			17,000,000				
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産								
債務及び葬式費用								
生前贈与加算 (暦年課税分)								
課税価格 (1,000円未満切捨て)								

〔第61回〕解 答

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(4)に該当するものを除く。)の価額の計算 (単位:円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
米国債	$\$ 200,000 \times 81 = 16,200,000$	甥 G	16,200,000

(2) 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算

(単位:円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
生命保険金等	配偶者乙が保険料の全額を負担している契約は相続税の課税関係は生じない。 $28,000,000 \times \frac{1}{2} = 14,000,000$	配偶者乙 甥 G	40,000,000 14,000,000
非課税金額	$5,000,000 \times 7 \text{人} = 35,000,000 < 40,000,000 \therefore 35,000,000$ 甥Gは相続人でないため、適用なし。	配偶者乙	$\triangle 35,000,000$

(3) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位:円)

債務及び葬式費用	負担者	計 算 過 程	金 額
債 務	配偶者乙	$4,000,000 + 480,000 = 4,480,000$ 遺言執行費用は債務控除できない。	4,480,000
葬 式 費 用	配偶者乙	香典返しの費用及び墓碑購入費用は債務控除できない。	6,000,000

(4) 課税価格に加算する贈与財産(暦年課税分) 価額の計算

(単位:円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加算される贈与財産価額
平成21年	配偶者乙	相続開始前3年以内の贈与でないため、適用なし。	—
平成21年	甥 G		10,000,000
平成22年	甥 E	相続又は遺贈により財産を取得していないため、適用なし。	—
平成23年	配偶者乙		20,000,000

(5) 相続人等の課税価格の計算

(単位:円)

区 分 \ 相続人等	配偶者乙	弟 B	姪 F	甥 H	姪 I	甥 G		計
相続又は遺贈による取得財産	549,402,928	398,064,000	99,516,000	165,860,000	165,860,000	16,200,000		
みなし取得財産	5,000,000					14,000,000		
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産								
債務及び葬式費用	$\triangle 10,480,000$							
生前贈与加算(暦年課税分)	20,000,000					10,000,000		
課税価格(1,000円未満切捨て)	563,922,000	398,064,000	99,516,000	165,860,000	165,860,000	40,200,000		1,433,422,000

〔第60回〕解 答

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(4)に当するものを除く。)の価額の計算(単位:円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
P社株式	(1) 480 (2) 485 (3) 492 (4) 482 ∴ $480 \times 30,000 \text{株} = 14,400,000$	子 C	14,400,000
Q社株式	(1) 790 (2) 780 (3) 785 (4) 760 ∴ $760 \times 20,000 \text{株} = 15,200,000$	子 C	15,200,000
米国債	納税義務者に該当しないため、課税対象外。	孫 G	—
その他	相続時精算課税適用財産	子 C	10,000,000

(2) 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算

(単位:円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
生命保険金等	子Cが保険料の全額を負担している契約は相続税の課税関係は生じない。	配偶者丙	30,000,000
非課税金額	$40,000,000 \times \frac{1}{2} = 20,000,000$	子 D	20,000,000
	(1) $5,000,000 \times 6 \text{人} = 30,000,000$		
	(2) $30,000,000 + 20,000,000 = 50,000,000$		
	(3) (1) < (2) ∴ $30,000,000 \times \begin{cases} \frac{30,000,000}{50,000,000} = 18,000,000 \\ \frac{20,000,000}{50,000,000} = 12,000,000 \end{cases}$	配偶者丙 子 D	△18,000,000 △12,000,000

(3) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位:円)

債務及び葬式費用	負担者	計 算 過 程	金 額
債 務	配偶者丙		4,000,000
葬 式 費 用	子 B		3,000,000

(4) 課税価格に加算する贈与財産(暦年課税分) 価額の計算

(単位:円)

贈 与 年 分	受 贈 者	計 算 過 程	加算される贈与財産価額
平成21年	子 A	相続又は遺贈により財産を取得していないため、適用なし。	—
平成22年	孫 G	相続税の納税義務を負っていないため、適用なし。	—
平成23年	配偶者丙		20,000,000

(5) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区 分	配偶者丙	子 B	養子 F	子 E	子 C	子 D		計
相続又は遺贈による取得財産	59,647,249	86,602,400	73,382,400	71,167,249	29,600,000			
みなし取得財産	12,000,000					8,000,000		
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産					10,000,000			
債務及び葬式費用	△4,000,000	△3,000,000						
生前贈与加算 (暦年課税分)	20,000,000							
課税価格 (1,000円未満切捨て)	87,647,000	83,602,000	73,382,000	71,167,000	39,600,000	8,000,000		363,398,000

〔第59回〕解 答

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(3)に該当するものを除く。)の価額の計算 (単位:円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
P社株式	東証の最小=400、大証の最小=410 ∴ 400×20,000株=8,000,000	孫 E 孫 F	8,000,000 8,000,000
Q社株式	東証の最小=1,150、大証の最小=1,100 ∴ 1,100×16,000株=17,600,000	養子 D	17,600,000

(2) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用 (単位:円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	計 算 過 程	金 額
債 務	配偶者丙		6,000,000
葬 式 費 用	子 B 子 C 養子 D	$6,000,000 \times \frac{1}{3} = \begin{cases} 2,000,000 \\ 2,000,000 \end{cases}$ 制限納税義務者であるため、葬式費用は控除できない。	2,000,000 2,000,000 —

(3) 課税価格に加算する贈与財産価額の計算 (単位:円)

贈 与 年 分	受 贈 者	計 算 過 程	加算される贈与財産価額
平成19年	養子 D		10,000,000
平成20年	子 C		50,000,000
平成21年	配偶者丙	$\begin{matrix} ※ \\ 20,000,000 - 20,000,000 = 0 \\ ※ \quad 20,000,000 \geq 20,000,000 \quad \therefore \quad 20,000,000 \end{matrix}$	0

(4) 相続人等の課税価格の計算 (単位:円)

区 分 \ 相続人等	配偶者丙	子 B	子 C	子 A	孫 E	孫 F	養子 D	計
相続又は遺贈による取得財産	45,536,000	146,652,000	22,261,500		8,000,000	8,000,000	17,600,000	
みなし取得財産	31,800,000			17,000,000				
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産			50,000,000				10,000,000	
債務及び葬式費用	△ 6,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000				—	
生前贈与加算 (暦年課税分)	0							
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)	71,336,000	144,652,000	70,261,000	17,000,000	8,000,000	8,000,000	27,600,000	346,849,000